

平成31年度 国立大学法人室蘭工業大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 受動的学修から、能動的学修へと教育の重点を移すため、初年次から能動的学修を動機づける授業を配置し、高学年次まで能動的学修が繰り返されるように教育プログラムを設計・実施する。【1】

- ・【1-1】 アクティブラーニングを取り入れた授業科目を増加させる取組を継続するとともに、関連施設の利用状況を把握し、昨年度決定した運用法を実施する。

①-2 専門教育とそれを支える教養教育の関係が明確なカリキュラムへ再構築するために、すでに実施した学士課程自己評価の結果を基にした学部組織の再編を行う。【2】

②-1 学士課程の改組再編を行い、学士課程及び大学院博士課程を接続して一貫した人材育成が可能なカリキュラムを編成する。(戦略性が高く意欲的な計画)【3】

- ・【3-1】 学士課程と大学院博士前期課程を接続した学士修士一貫教育プログラムを実施する。
- ・【3-2】 学士課程との整合性を考慮して博士前期課程の改組に向けた計画の検討を開始する。

③-1 大学院博士前期課程教育においては、自己の専門性を深めるとともに、自己の専門以外の周辺分野も俯瞰できる素養を身につけるカリキュラムを編成する。【4】

- ・【4-1】 専攻共通科目及び学内インターンシップについて自己の専門以外の周辺分野の俯瞰が可能となっているかを検証する。

④-1 大学院博士後期課程教育においては、大学間及び产学間の教育研究ネットワークを量と質の両面で発展させ、インターンシップを含めて学外との交流事業に参加させるプログラムを新たに実施する。【5】

- ・【5-1】 産業界等でも活躍できるイノベーション博士人材を育成するための対策を実施する。
- ・【5-2】 大学院博士後期課程のインターンシップ科目「イノベーションチャレンジ」における学習効果を高めるために、成果報告会を兼ねた事前研修を実施する。
- ・【5-3】 大学院博士後期課程学生研究発表会(略称:ドクコン)を実施する。

⑤-1 学士課程では、国際コミュニケーション能力を向上させるため、TOEICのスコア等を用いて学生の外国語学力段階を把握し、その結果を教育へフィードバックするシステムを確立する。【6】

- ・【6-1】 平成30年度に決定したTOEICの試験結果を教育へフィードバックさせる方法を実施する。

⑤-2 大学院博士前期課程では、国際的な技術理解や表現能力育成のため、プレゼンテーションやPBL(Problem Based Learning:問題解決型授業)の要素を含む関係授業科目の内容と実施体制を検討し、その結果を教育へフィードバックするシステムを確立する。【7】

- ・【7-1】 大学院博士前期課程においてプレゼンテーションやPBL(Problem Based Learning:問題解決型授業)を含む関係授業科目や参考となる取組内容をリストアップし、全学で共有するための取組を行う。

⑤-3 大学院博士後期課程では、グローバルに活躍できる人材を育成するために、国内外の企業・大学等と協働した実学的なプログラムを実施する。【8】

- ・【8-1】 グローバルに活躍できる人材を育成するために、大学院博士後期課程のインターンシップ科目「イノベーションチャレンジ」等において、国内外の企業を意識付ける内容を企画・実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 学士課程及び大学院博士課程のカリキュラムを実効的に実施するために、授業担当教員等の教育スタッフを、教育負担が平準化するようにカリキュラム内容等の実績に対応して配置する。【9】

- ・【9-1】 平成31年度に設置した理工学部に合わせてTAの配置を見直す。

①-2 学士課程及び大学院博士課程の各コースについて、経営評価指標各種アンケート結果等を通じて得た社会の多様な要求を満たすように、学生数を配置する。【10】

- ・【10-1】 各種アンケートデータに基づき、大学院博士前期課程学生数の妥当性を検証する。

②-1 学士課程においては、北海道地区の国立大学との双方向遠隔授業システムを用いた教養教育連携を推進し、受講者数等を拡大する。また、道内大学・高等専門学校と地域活性化に向けた講義を遠隔授業システムにより展開する。【11】

- ・【11-1】 道内の教養教育連携について計画に基づき継続して実施する。また、地方創生推進教育プログラムに係る講義の一部を遠隔授業で実施する。

②-2 大学院博士前期課程においては、相互にカリキュラムの補完と高度化を図るため、他大学・産業界との連携教育プログラムを実施する。【12】

- ・【12-1】 カリキュラムの補完と高度化を図るため、他大学との互換授業・産業界の外部講師による連携教育プログラムを引き続き実施する。

③-1 多くの授業に、学生の能動的取組を明示的に取り込むために、アクティブラーニングを推進する全学的な組織の下で必要な仕組み・設備を明らかにし、導入する。【13】

- ・【13-1】 アクティブラーニングを取り入れた授業科目を増加させる取組を継続するとともに、関連施設の利用状況を把握し、昨年度決定した運用法を実施する。（【1-1】再掲）

③-2 学生が自身の学修達成状況を容易に把握できるようにするとともに、自己学習を着実に進めるため、電子ポートフォリオなど ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を利用した学習支援システムを拡充・整備する。【14】

- ・【14-1】 学習支援システムを拡充・整備する。

④-1 学士課程においては、教育の質保証の観点から、JABEE（日本技術者認定機構）プログラムに代表される各分野の国際的技術者教育の水準を満たすための教育プログラムを引き続き整備・維持する。【15】

- ・【15-1】 学士課程改組に伴う国際的技術者教育の水準維持体制を検討・整備する。

④-2 教育内容・条件の改善のために、各学科・コースにおける事例を収集し、全学的に共有して継続的な FD（Faculty Development：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称）活動等に利用するとともに、各種教育アンケート結果等を速やかに検討・反映させる仕組みを整備する。また、講演会以外の企画も実施することで FD 活動への参加数を全専任教員の 8 割以上まで増加させる。【16】

- ・【16-1】 教育内容・条件の改善のために、各学科・コースでの参考となる教育事例を継続して収集し、全学的に共有して FD 活動に利用する。
- ・【16-2】 引き続き各種教育アンケート結果等を速やかに検討・公表し、教育内容・条件の問題点を改善する。
- ・【16-3】 複数の FD 活動を実施し、8 割以上の教員を参加させ、継続的に教育の質を改善する。

④-3 カリキュラム等に産業界の声を反映させるために、大学院博士後期課程に設置している「アドバイザリーボード」の活動を学士課程及び大学院博士課程全体へと発展させる。【17】

- ・【17-1】 昨年度に決定した新たな意見聴取の場を活用し、学士課程及び大学院博士前期課程の意見聴取を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

①-1 学科コースごとに電子ポートフォリオ等により各学生の学修状況を把握するとともに、1年次～3年次学生へは年2回以上チューター教員が面談するなどの修学指導を実施する。【18】

- ・【18-1】 学習支援システムを拡充・整備する。【14-1】再掲)
- ・【18-2】 1年次～3年次学生に対して年2回以上チューター教員が面談を実施する際に、電子ポートフォリオを利用し、修学指導を充実させる。

①-2 学生が個人やグループで自主的な学習に利用できるスペースを、現状の1.25倍程度まで整備・充実する。【19】

- ・【19-1】 平成28年度に策定した学生が個人やグループで自主的な学習に利用できるスペースの整備・充実に関する年次計画を、改修工事を踏まえて見直すとともに、継続して整備する。

①-3 「キャリア・サポート・センター」と学科・専攻の活動状況の情報を常に一元化する仕組みをつくり、連携した取組を実施する。【20】

- ・【20-1】 キャリア・サポート・センターと学科・専攻が連携し、就職・インターンシップ関連情報を共有し、就職活動を支援する。

②-1 修学を継続できるような全学的な支援体制を整え、自身の障がいや経済的理由等により修学困難な学生への支援策を実施する。【21】

- ・【21-1】 障がい者支援実績の再点検や対応マニュアルの作成を行い、支援体制を充実させる。
- ・【21-2】 経済的困窮学生に対して、入学料免除及び授業料免除等を実施し、修学を支援する。

②-2 講習会等を実施して各学科チューター教員や各種相談室員をはじめとする教職員のスキルアップと意識改善を図るとともに、カウンセリング体制を強化することで学生のメンタルヘルスケアを進める。【22】

- ・【22-1】 教職員のスキルアップと意識改善を図るため、学内外の専門家による学生の生活環境向上のための講習会等を継続して実施する。
- ・【22-2】 カウンセラーの勤務日数を含めて、各相談室・カウンセリング体制を再点検し、学生のメンタルヘルスケアに必要な措置を講ずる。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

①-1 課題解決能力、主体性・倫理観等を育む学士課程での修学に必要な基礎学力・教養と、修学の基盤となる思考力・主体性・表現力を有する学生を受け入れるために、アドミッションポリシーを再策定するとともに、入学者選抜方法改善につながる情報・データを絶えず収集し分析する。これにより、学力の三要素を多面的・総合的に評価するアドミッションオフィス入試をはじめとする新しい入学者選抜方法を、平成31年度までに構築する。【23】

- ・【23-1】 新たな入学者選抜実施のため、新たな評価方法の確立と評価基準の作成を行うとともに、新たなアドミッションポリシーに沿った入学者選抜ができているかの検証方法について検討する。

②-1 大学院博士前期課程での修学に必要な素養を見極め、大学院への進学を促進するために、在学生の修学状況の分析等を通して絶えず入学者選抜方法について検討し、改善する。【24】

- ・【24-1】 大学院博士前期課程において、在学生の修学状況を調査・分析し、必要に応じて入学者選抜方法の問題点を検証し、改善する。

②-2 学士課程及び大学院博士課程を通じた一貫人材育成カリキュラムに対応する入学者選抜システムについて、その時期や選抜基準を検討し、設定する。【25】

③-1 課題の発見とその解決のために必要な幅広い知識とアプローチの柔軟性を見極めるために、在学生の修学状況の分析等を通して絶えず入学者選抜方法について検討し、改善する。【26】

- ・【26-1】 大学院博士後期課程において、在学生の修学状況を調査・分析し、必要に応じて入学者選抜方法に反映させる。

③-2 ロールモデルを提示するなどして、大学院博士前期課程学生が後期課程へ進学しやすい環境を整備する。【27】

- ・【27-1】 平成30年度に実施した修学状況調査の分析結果から得られた情報を、ロールモデルパンフレット等の各種案内に掲載するなどして、博士後期課程への進学意欲を高める広報を行う。
- ・【27-2】 大学院博士後期課程進学を見据えた前期課程学生向けに、OB・OG 講演会等を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 国際水準の成果を達成するために、航空宇宙機システム及び環境・エネルギー材料を重点研究分野に設定し、この分野に係る教員一人当たりの論文数及び論文引用数、分野に係る獲得外部資金について前中期目標期間の平均に比べて20%以上増加させるとともに、関連の外国人研究者を招へいして共同研究を推進し研究拠点を形成する。(戦略性が高く意欲的な計画)【28】

・【28-1】 重点研究分野に係る論文数や外部資金の獲得額等を増加させるために、研究センター評価を引き続き実施し、評価結果に基づき研究費を配分する。

・【28-2】 研究拠点を形成するために、研究機関等との交流を活性化させる。

①-2 競争的な研究環境を用意して新たな重点分野研究を見出し、これを育成する。【29】

・【29-1】 新たな重点分野研究の候補とした研究プロジェクトに引き続き研究費を配分・試行するとともに、育成する。

②-1 研究計画と構成員の研究業績の評価によって各ユニットを支援し、その成果の評価結果を次年度に配分する研究費に反映させるサイクルにより基盤研究を推進する。【30】

・【30-1】 研究ユニット間の競争を促し基盤研究を推進するために、研究ユニットにおける研究計画と研究業績の評価を行い、評価結果に基づき研究費を傾斜配分する。

②-2 基盤研究の枠組みを越えて個人又はグループが提案する学内公募研究の中から、将来性及び特長性の観点から採択したプロジェクト研究を支援する。【31】

・【31-1】 科学研究費助成事業の採択を目指した研究や共同研究の獲得につながる研究等、将来性が見込まれ特長的なプロジェクト研究を選定し、研究費を配分する。

③-1 論文発表、獲得外部資金、取得特許等の研究業績を把握する教員評価法を常に改善し、研究業績を公表する。【32】

・【32-1】 教員評価として教員の多面的評価システム(ASTA)を継続して実施するとともに、評価結果を検証して問題点を把握し、翌年度の評価項目等を見直す。

③-2 論文及び科学研究費助成事業等の研究業績に関する評価基準を明示し、教員の研究力と研究の質を高める。【33】

・【33-1】 Web of Scienceに登録された論文や科学研究費助成事業の獲得した研究種目に対する評価等、様々な研究業績に関する評価基準を明示し、研究ユニットを評価する。

③-3 教員データベースとリポジトリとの接続性を高めて、研究成果コンテンツの公開を進める。【34】

- ・【34-1】 教員データベースの業績追加アラート機能を活用し、新規に教員データベースに登録された論文のうち 20%以上をリポジトリとリンク形成する。また、リポジトリにコンテンツを年間 200 件以上登録する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 研究に関する企画戦略計画に基づいて、研究ユニット、センター等へ重点配置率 30%の範囲で研究者を配置し、重点分野・基盤研究を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画) 【35】

- ・【35-1】 教員配置計画を策定し、同計画に基づき教員の任用を行う。

①-2 若手研究者数の拡大及び研究ユニット内における競争原理による優秀教員育成を進めるとともに、40 歳未満の教員数割合を 25%に高め、研究活動を活性化する。(戦略性が高く意欲的な計画) 【36】

- ・【36-1】 教員採用は公募によることを原則とし、優秀な若手教員を確保する。

①-3 研究スペースの一元的な管理を継続し、研究環境の計画的な改修を進めるとともに、研究施設・設備に関するマスタープランを毎年度見直し、計画的整備を行う。【37】

- ・【37-1】 全学共有スペースを HP に公開して空室情報を提供することで、共有スペースを効率的に活用する。

- ・【37-2】 設備マスタープランに基づき、計画的な設備整備を推進する。

②-1 産官学連携により高度な研究を推進するため、学内組織の再編等により研究の戦略的企画立案を行う体制を「社会連携統括本部」の機能を発展させ、平成 29 年度までに再構築する。(戦略性が高く意欲的な計画) 【38】

- ・【38-1】 社会連携統括本部を中心とした外部資金の獲得戦略を検討する。

②-2 知的財産を含む学内の研究情報を集中管理し、常にこれを更新する。【39】

- ・【39-1】 学内の研究情報を一括で管理・更新を行う。

②-3 若手研究者の海外派遣件数及び海外研究者の受入件数を前中期目標期間の平均に比べて 20%以上増加させ、海外研究機関等との交流を活性化させる。【40】

- ・【40-1】 若手研究者を海外へ派遣するとともに、必要に応じて更なる増加策を講じる。

- ・【40-2】 平成 30 年度に検証した結果に基づき、受入れ増加策を加味した外国人客員研究員招へい制度を実施する。

③-1 信頼性の高いデータベースからのデータ自動取得機能を独自開発システムに加えて、教員評価の仕組みを充実させる。【41】

- ・【41-1】 教員評価として教員の多面的評価システム（ASTA）を継続して実施するとともに、評価結果を検証して問題点を把握し、翌年度の評価項目等を見直す。
（【32-1】再掲）

③-2 研究に関する外部評価を実施し、評価結果を研究の活性化と質の向上に反映させる。【42】

- ・【42-1】 第三者機関による外部評価の結果を研究の活性化と質の向上に反映させる方策を検討する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

①-1 教員の研究シーズデータを更新し、オンライン化するなど地域の産業界ニーズに即応して提供できる仕組みを常に改善する。【43】

- ・【43-1】 教員の研究シーズデータを更新するとともに、学内の研究情報を積極的に発信する。
- ・【43-2】 本学の研究シーズと地域の産業界のニーズを踏まえ、地域社会との連携のあり方を検討する。

①-2 人口減少や、産業振興・雇用創出、若い世代を中心とした定住促進等、地域が抱える課題の解決に積極的に関与するため、自治体等が主催する会議等へ本学教職員の参画数を前中期目標期間の平均に比べて10%以上増加させる。【44】

- ・【44-1】 地方自治体との連携推進事業等を企画・実施し、相互交流を活発化させる。

①-3 地域の特性や資源を利用した研究を行って地域産業の創出につなげるため、地域企業との共同・受託研究獲得額を前中期目標期間の平均に比べて10%以上増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）【45】

- ・【45-1】 前年度に検討した地域企業との共同・受託研究獲得額の増加策の試行結果を踏まえ、実態に即した更なる方策を講じる。

②-1 学部授業に地域特性を学ぶ科目や地域インターンシップ科目等を開設し、地域企業へのインターンシップ派遣数を前中期目標期間の平均に比べて10%以上増加させるなどして、学生の地域志向を高めるとともに、学部卒業者の地域就職率を平成26年度に比べて10%以上増やす。(戦略性が高く意欲的な計画)【46】

- ・【46-1】 平成31年度からの新カリキュラムに設定した新たな地域科目を開講するとともに、地域企業からの課題をグループで検討するPBL授業「北海道産業論」を3年次向けに開講する。
- ・【46-2】 地域企業へのインターンシップに参加させる取り組みを継続する。
- ・【46-3】 地域企業への就職率を向上させる取り組みを継続する。

②-2 近隣地域での就業体験や、学生ボランティア活動を推進するため、ボランティア活動等の情報を一元化し、マッチングや周知を行えるようボランティア活動等に係る全学的な支援体制を構築する。【47】

- ・【47-1】 ボランティア活動のマッチングやボランティア募集の周知を継続して行うとともに、ボランティア支援状況を再点検し、支援体制の改善について必要な措置を講ずる。

③-1 小中高生に対する理工系分野の啓発活動事業や、社会人の学びに配慮した地域に開かれた公開講座・講習等の開催件数を前中期目標期間の平均に比べて10%以上増加させる。また、地元をはじめとする企業の研究員等を受入れ、社会人の大学院博士後期課程での修学を、経済的な面や研究指導時間設定の融通性からも積極的に支援する。【48】

- ・【48-1】 公開講座・サイエンススクールを計画的に実施するとともに、企業の技術者等を対象とした講習会等を実施する。
- ・【48-2】 大学院博士後期課程の社会人学生に対し、入学料免除及び授業料免除による経済的支援を継続して行う。
- ・【48-3】 大学院博士後期課程の社会人学生に対して、教育方法の特例を積極的に活用し研究指導時間設定の融通性を確保するとともに、長期履修制度を利用してもらうよう周知するなど修学を支援する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

①-1 留学生・研究者の海外からの受け入れと海外への派遣を拡大するために、学年暦検討や大学間ネットワークの構築等の環境づくりを進める。【49】

- ・【49-1】 大学間ネットワークの構築等の環境整備のために、新たな海外大学等との学術交流協定締結について探索する。
- ・【49-2】 大学院博士前期課程において秋季入学を実施した場合の問題点を改善する。

①-2 大学院博士前期課程において、複數学位制度を視野に入れたプログラムを検討、実施するために英語コースを複数の専攻コースで創設し、学部においても英語による講義を5科目以上開講する。【50】

- ・【50-1】 大学院博士前期課程において、海外交流校で修得した単位を本学で認定する方策について検討する。
- ・【50-2】 学部において英語による説明を取り入れた講義を継続する。

①-3 留学生受入5%（150人）を達成するような留学生宿舎等の環境整備を行う。【51】

- ・【51-1】 前年度に作成した整備計画に基づき環境整備を行い、必要に応じて適宜見直しを図る。

①-4 留学派遣2%（60人）を達成するような派遣留学及び海外研修、語学研修等の短期派遣支援制度の整備を行う。【52】

- ・【52-1】 派遣支援制度の整備を行い、留学派遣学生を確保する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 学長のリーダーシップの下で機動的な組織運営を行うため、平成27年度に設置した「企画戦略会議」を総括し学長補佐体制として組織した「学長室」の機能を強化するとともに、大学運営に関する諸活動の情報収集・分析する組織を構築して戦略的運営を遂行する。【53】

- ・【53-1】 企画戦略会議、企画戦略業務室等において、大学運営課題に対し、IR情報を活用しつつ戦略的に検討を進める。

①-2 教育、研究、社会貢献、国際交流等の各分野について重点とすべき業務等を精選し、人材、資金、スペース等の学内資源の重点配分を行う。【54】

- ・【54-1】 学内資源の再配分によって精選した事業への人材投入やスペース等の提供及び予算の重点配分を行う。

①-3 PDCAサイクルを基本として各種業務を遂行できるように恒常的に組織運営の改善を行う。【55】

- ・【55-1】 年度計画の進捗状況を通じて教育、研究、社会貢献及び大学運営に関する業務の運営体制を確認し、必要に応じてその体制を見直すなどの改善を行う。

①-4 年俸制及びクロスアポイントメント制度を整備して多様性を考慮した教員の人事計画を年度ごとに策定し、採用計画ごとに求める教育力、研究力等の基準を設定して、基準を満足する教員を学内外から確保する。【56】

- ・【56-1】 新たな年俸制を創設するほか、年俸制を改定するとともに、教員の多様化の方策に基づき策定された教員の人事計画により、定められた基準を満足する若手、外国人、企業出身、女性の各教員の採用を推進する。

①-5 教員及び職員評価システムの継続的改善を行い、評価結果によって教職員の待遇に反映させる。【57】

- ・【57-1】 職員評価システムの再検証結果を踏まえ、新たに運用を開始する。
- ・【57-2】 優れた業績の教職員の待遇について、賞与・昇給・業績給に反映させる。
- ・【57-3】 教員評価として教員の多面的評価システム（ASTA）を継続して実施するとともに、評価結果を検証して問題点を把握し、翌年度の評価項目等を見直す。（【32-1】【41-1】再掲）

①-6 教員の組織化を進め、研究グループの業績評価に基づいて予算配分を行う。【58】

- ・【58-1】 研究ユニットの活動を活性化させるため、研究ユニットの運営体制等の評価を行い、その結果に基づき予算配分を行う。

①-7 経営協議会等における学外有識者の意見を活用し、運営改善プランを作成するとともにその実施状況を検証し、大学運営に反映させる。【59】

- ・【59-1】 平成30年度に作成した運営改善プランに基づき、学外有識者等の意見を大学運営に反映させる。

①-8 ライフィベント期にある女性が働きやすい環境改善を行い、男女共同参画を継続的に推進するとともに、女性の管理職登用を計画的に推進する。【60】

- ・【60-1】 男女共同参画における活動状況を点検・評価した上で、年間事業計画を企画立案し、実行する。
- ・【60-2】 女性の管理職登用を計画的に推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①-1 すでに実施した学士課程自己評価の結果を基に博士前期課程との整合性を考慮して学士課程の改組再編を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）【61】

①-2 社会が求める理工系人材育成のために、学士課程と大学院博士課程を通じて系統的に育成する課程を編成する。(戦略性が高く意欲的な計画)【62】

- ・【62-1】 学士課程と大学院博士前期課程を接続した学士修士一貫教育プログラムを実施する。【3-1】再掲)
- ・【62-2】 学士課程との整合性を考慮して博士前期課程の改組に向けた計画の検討を開始する。【3-2】再掲)

①-3 評価に基づいて、研究センターのあり方を恒常的に見直し、センターの設立、統廃合を機動的に行い、重点研究を発展させる。【63】

- ・【63-1】 重点研究を発展させるために研究センターの評価を行うとともに、新たな研究プロジェクトを育成させるために地域協働機器センターの充実を図る。
- ・【63-2】 第三者機関による外部評価の結果を研究の活性化と質の向上に反映させる方策を検討する。【42-1】再掲)

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①-1 変化する大学業務に即応できる事務組織を実現するため、企画立案部門の強化や事務運営の改善と効率化に資する質と量の分析を行い、大学事務の見直し・改善を行う。【64】

- ・【64-1】 平成30年度に改定した業務見直し計画に基づき、事務運営の改善を継続的に行う。

①-2 北海道地区の国立大学との事務の共同実施や業務のアウトソーシング化を推進する。【65】

- ・【65-1】 北海道地区の国立大学と連携しつつ、本学の事務効率化・合理化に資する事業を継続的に実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためのべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①-1 競争的研究費の確保に向けた迅速かつ的確な情報収集、分析や地域等の産学官との連携強化により、寄附金、共同研究、受託研究等の外部研究資金の獲得増加につなげる。【66】

- ・【66-1】 競争的研究費の確保に向けて、各省庁や財團等の競争的研究費の公募情報を定期的に収集して学内に配信するとともに、申請に向けた働きかけを行う。
- ・【66-2】 前年度に検討した外部資金の獲得増に向けた方策の試行結果を踏まえ、更なる方策を講じる。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①-1 経費の抑制のために、各種業務の予算配分を財務データに基づいて行い、進捗状況からこれを補正し、結果分析により次の予算を策定する。【67】

- ・【67-1】 各種業務の予算執行状況を把握し、経費抑制のため補正予算を編成するとともに、評価結果に基づき翌年度予算に反映させる。

①-2 北海道地区の国立大学との共同調達の推進、エネルギー消費の抑制、契約方法等の見直しにより、一般管理費比率を前中期目標期間に対して5%抑制する。【68】

- ・【68-1】 管理経費の抑制に資する様々な方策を講じる。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 余裕資金のうち、短期運用資金については北海道地区国立大学法人の資金運用の共同化（Jファンド）を利用し、寄附金等の長期運用資金については金融機関等から常に情報収集し、最適な条件で運用を維持する。【69】

- ・【69-1】 日々の収入支出状況を把握することによって余裕資金を適切に管理した上で、北海道地区国立大学法人の資金運用の共同化（Jファンド）による運用及び寄附金等を財源とした運用を実施する。

①-2 教育研究設備・機器、公用車等の共同利用可能な資産の効率的な使用を図るために、ネットワークを活用した検索・予約システムを作成するなどの共同利用を促進する体制を整備する。【70】

- ・【70-1】 構築した検索・予約システムを利用して資産の共同利用を促進する。

①-3 学外利用が可能な学内施設等の情報をホームページ等で公開し、利用しやすい体制を整備する。【71】

- ・【71-1】 学外利用が可能な講義室等の施設について、改修した講義室等の利用者が必要とする情報をホームページに公開して利用増加を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①-1 教育、研究、社会貢献等の大学運営全般の評価結果をPDCAシステムの中に適用し、各業務の改善を実施する。【72】

- ・【72-1】 法人評価に向けた自己評価、認証評価などの外部評価結果を踏まえて各業務の改善方策を検討する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

①-1 利用者の立場に立った情報発信等を行う仕組みを整備して、教育・研究、社会貢献、大学運営に関する活動方針・活動状況、評価結果等の情報をホームページの充実を図るなど、積極的に公開する。【73】

- ・【73-1】 ホームページの改善計画を踏まえ、コンテンツ等の充実を継続的に実施するとともに、多様なメディアを活用した大学情報の積極的な発信を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

①-1 大学を取り巻く状況や社会及び施設需要の変化を踏まえてキャンパスマスター プランを不断に検証・改善し、同プランに沿った省エネルギー等の環境に配慮した教育研究施設・設備を充実させる。【74】

- ・【74-1】 キャンパスマスター プランを検証・改善し、同プランに沿って教育研究施設・設備を整備する。

①-2 施設の点検・評価を継続的に実施し、必要な財源確保を含めた戦略的な施設マネジメントに基づく弾力的・効率的なスペース利用を進める。【75】

- ・【75-1】 施設の点検・評価を継続的に実施し、必要に応じて改善する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

①-1 労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、安全マニュアル等の点検や安全教育の実施により、安全衛生管理体制の改善・充実を進める。【76】

- ・【76-1】 安全衛生管理体制を継続的に改善し、安全衛生上のリスク管理を推進する。
- ・【76-2】 環境マネジメントマニュアルに基づき、北海道環境マネジメントシステムスタンダードステップ2を維持するとともに、平成32年3月に定期審査を受審し、大学環境の質的保障を図る。
- ・【76-3】 学生・教職員を対象に「安全教育」を定期的かつ全学的に実施する。

①-2 本学危機管理ガイドラインの日常的点検や情報セキュリティを維持・強化し、リスク管理を充実させる。【77】

- ・【77-1】 適切なリスク管理体制を確保するため、国及び社会の動向を踏まえつつ、他大学の事例等も参考に危機管理ガイドラインや個別マニュアルの改善・充実を図る。
- ・【77-2】 「情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)」の更なるスキルアップのため、積極的な外部研修等への参加と、実践に即したインシデント対応訓練を行う。また、情報セキュリティに関わる情報を積極的に学内に共有する。
- ・【77-3】 これまで実施した事務局のリスクアセスメント結果を基に策定したリスク対応計画を事務局全体に展開し、情報セキュリティリスクの低減を図る。また、新たに3組織のリスクアセスメントを実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

①-1 法令及び学内規則等の遵守のための仕組みを常に点検するとともに、監事と監査室及び会計監査人による定例会議の実施や内部監査体制の充実を図るなど、監事のサポート部門を強化して効率的な監事監査に必要な体制を整備し、これを維持する。【78】

- ・【78-1】 法令遵守のための各種研修会等を継続的に実施する。
- ・【78-2】 監事と監査室及び会計監査人による定例会議を実施するとともに内部監査体制の充実に向けて検証を行う。

①-2 基本情報の適切な管理を行うとともに、情報セキュリティの徹底と改善を進める。【79】

- ・【79-1】 セキュリティテキストの普及を促進するとともに、情報セキュリティ教育の効果測定を実施し、教育の実施方法の改善を図る。

②-1 研究活動の不正行為の防止及び研究費の不正使用の防止のために、関係教職員等全員を対象に継続的に倫理教育等を実施し、未受講者及び成績不良者に対して研究活動の制限等を行う。【80】

- ・【80-1】 関係教職員等を対象に倫理教育等を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額
 - 1 短期借入金の限度額
653, 604千円
 - 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
無

IX 剰余金の使途

- 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・総合研究棟改修Ⅱ（講義棟・理工系） ・ライフライン再生（電気設備） ・災害復旧事業 ・小規模改修	総額 575	施設整備費補助金 (557) 大学資金 (0) 長期借入金 (0) (独)大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金 (18)

注)「施設整備補助金」のうち、当年度当初予算額514百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額43百万円。

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

方針

- 教員の多様化の方策に基づき、採用計画毎に求める教育力、研究力等の基準を設定して、基準を満足する教員の採用を推進する。
- 若手研究者数の拡大及び優秀教員育成を進め、優秀な教員を確保する。
- 事務職員等の採用は、北海道地区国立大学法人等職員採用試験を活用することを原則とともに、適正な配置を確保するため、他大学との人事交流や内部人材の登用を積極的に進める。

(参考1) 平成31年度の常勤職員数 274人

また、任期付職員数の見込みを 30人 とする。

(参考2) 平成31年度の人件費総額見込み 2,813百万円（退職手当は除く。）

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成31年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	2, 785
施設整備費補助金	557
補助金等収入	36
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	18
自己収入	1, 928
授業料、入学金及び検定料収入	1, 767
財産処分収入	—
雑収入	161
产学連携等研究収入及び寄附金収入等	278
引当金取崩	—
長期借入金収入	—
目的積立金取崩	55
計	5, 659
支出	
業務費	4, 755
教育研究経費	4, 755
施設整備費	575
補助金等	36
产学連携等研究経費及び寄附金事業費等	278
貸付金	—
長期借入金償還金	14
計	5, 659

(金額は、百万円未満を切り捨てているため、合計金額と一致しないことがあります。)

[人件費の見積り]

期間中総額 2, 813百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 「運営費交付金」のうち、平成31年度当初予算額2, 634百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額151百万円

2. 収支計画

平成31年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	5, 369
業務費	4, 825
教育研究経費	1, 651
受託研究費等	182
役員人件費	64
教員人件費	1, 984
職員人件費	942
一般管理費	237
財務費用	2
雑損	—
減価償却費	303
臨時損失	—
収益の部	
経常収益	5, 351
運営費交付金収益	2, 739
授業料収益	1, 568
入學金収益	255
検定料収益	39
受託研究等収益	211
補助金等収益	30
寄附金収益	105
施設費収益	72
財務収益	0
雑益	131
資産見返運営費交付金等戻入	141
資産見返補助金等戻入	32
資産見返寄附金戻入	23
資産見返物品受贈額戻入	—
臨時利益	—
純利益	△ 17
目的積立金取崩益	17
総利益	—

(金額は、百万円未満を切り捨てているため、合計金額と一致しないことがあります。)

3. 資金計画

平成31年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	6, 415
業務活動による支出	4, 520
投資活動による支出	1, 075
財務活動による支出	113
翌年度への繰越金	706
資金収入	6, 415
業務活動による収入	4, 877
運営費交付金による収入	2, 634
授業料・入學金及び検定料による収入	1, 767
受託研究等収入	182
補助金等収入	36
寄附金収入	96
その他の収入	161
投資活動による収入	675
施設費による収入	575
その他の収入	100
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	862

(金額は、百万円未満を切り捨てているため、合計金額と一致しないことがあります。)

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

工学部	建築社会基盤系学科	350人
	機械航空創造系学科	500人
	うち昼間コース	440人
	うち夜間主コース	60人
	応用理化学系学科	410人
	情報電子工学系学科	620人
	うち昼間コース	560人
	うち夜間主コース	60人
理工学部	創造工学科	365人
	うち昼間コース	325人
	うち夜間主コース	40人
	システム理化学科	235人
工学研究科	環境創生工学系専攻	146人
	うち修士課程	146人
	生産システム工学系専攻	168人
	うち修士課程	168人
	情報電子工学系専攻	134人
	うち修士課程	134人
	工学専攻	45人
	うち博士課程	45人

注) 右欄の人数は、平成31年度における学生収容定員を示す。